

経理部門の基本有用情報

## 太陽 ASG 今月の経理情報

**今回のテーマ： リース取引税制（賃借人）**

2008年4月1日以後に締結されるリース契約から、新しいリース税制が適用されています。  
 「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に係る賃借人の税務上のとり扱いは、つぎのとおりです。

### 1. 法人税

処理（所得計算上）	資産購入処理
減価償却方法	リース期間定額法（残価保証額は、控除します。）
支払利息の留意点	受取配当金の益金不算入額の計算上、「負債利子」に算入
少額減価償却資産の適用	少額減価償却資産および一括償却資産の損金算入制度の対象外
資本的支出	リース資産に係る追加的な資本的支出は、減価償却資産とみなされ、支出時から、同リース期間終了時までリース期間定額法により償却します。
賃貸借処理をした場合の申告調整	会計上、賃貸借処理をしても、その支払リース料が定額であれば、同金額は、税務上リース期間定額法で処理した減価償却費とみなされるため、申告調整は不要です。 （注）賃貸借処理も認められている取引 会計基準・・・1件当たりリース料総額が300万円以下 「中小企業の会計に関する指針」・・・全ての取引

### 2. 消費税

リース資産の引渡し時に、一括して仕入税額控除を行います。

	契約上利息相当額が明記されている	契約上利息相当額が明記されていない
資産購入処理	リース料総額から利息相当額を控除した残額の4%相当額が、仕入税額控除の対象	リース料総額の4%相当額が、仕入税額控除の対象
賃貸借処理	上記と同様、リース資産の引渡し時に一括して仕入税額控除の対象となり、期中の賃借料の支払いは不課税取引となります。	上記と同様、リース資産の引渡し時に一括して仕入税額控除の対象となり、期中の賃借料の支払いは不課税取引となります。

### 3. 地方税

固定資産税	従来どおり、賃借人が支払うことになります。
外形標準課税	ファイナンス・リース取引に該当する場合において、利息相当額が明確に区別されているときは、その支払利子は付加価値割の計算上、支払利子に含めます。

### お見逃しなく！

- 賃貸借処理をしている場合は、消費税もリース料の支払い毎に分割して仕入税額控除を認める動きもあります。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、税務上資産購入があったものとしてとり扱われますが、所有権の移転は無いものとされ、特別償却および圧縮記帳の対象とはなりません。